

鹿児島市スポーツ少年団 倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、スポーツ少年団登録者が、鹿児島市スポーツ少年団の社会的使命と役割を自覚し、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、日本スポーツ少年団の理念、事業執行の公正さに対する社会からの疑念や不信を抱くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、スポーツ少年団登録者（以下「登録者」）である。

(基本的責務)

第3条 鹿児島市スポーツ少年団役員等及び登録者は、日本スポーツ少年団の理念や公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項) ※公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程第3条から引用

第4条 登録者等は、スポーツ活動又はこれに準じる活動に関連し、次の各号に定める行為を行い、もって本会の秩序、名誉又は信頼を害してはならない。

- (1) 暴力・暴行その他の身体的虐待
- (2) 暴言その他の精神的虐待
- (3) 性的虐待
- (4) セクシュアル・ハラスメント
- (5) パワー・ハラスメント
- (6) アルコール・ハラスメント
- (7) その他のハラスメント
- (8) 無視・ネグレクト
- (9) 不適切又は不合理な指導
- (10) 差別的言動
- (11) 試合の不正操作
- (12) 違法なスポーツベッティング
- (13) ドーピング
- (14) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者の名誉毀損
- (15) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者のプライバシー侵害

2 前項各号のほか、登録者等は、次の各号に定める行為を行い、もって本会の秩序、名誉又は信頼を害してはならない。

- (1) 薬物の乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等を含むがこれに限らない）
- (2) 登録者等としての職務又は地位を利用して自己又は第三者の利益を図り、若しくは第三者を害すること
- (3) 登録者等としての職務又は地位に関連して受領する補助金に関連して、要綱等

に違反し、又は不正を行うこと

(4) 反社会的勢力と関係を有すること

(5) 第三者が前項各号又は前各号に定める行為を行うことを教唆し、幫助し、若しくはこれを是正すべき義務を有するにもかかわらずこれを放置すること、又は適切な対応を行わないこと

(6) 前項各号又は前各号に定めるもののほか、各種法令及び本会が定める規程に違反すること

(7) その他スポーツの健全性及び高潔性を損ねること

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び登録者等が、前条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、倫理委員会を直ちに招集・調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、鹿児島市スポーツ少年団処分基準より相当の処分をするものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、鹿児島市スポーツ少年団本部委員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月26日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月22日から施行する。
- 3 この規程は、令和5年4月21日から施行する。